

市営住宅における光ケーブルインターネット等の個別設置取扱要領

(目的)

第 1 条 市営住宅における光ケーブルインターネット等の個別設置については、大分市営住宅条例（平成 9 年大分市条例第 20 号、以下「条例」という。）同条例施行規則（平成 12 年大分市規則第 29 号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

(設置申請)

第 2 条 市営住宅の入居者から光ケーブルインターネット等の加入申込みを受けた光ケーブルインターネット等の事業者（以下、単に「事業者」という。）は、別記様式 1 により、市長（住宅課気付）に光ケーブルインターネット等設備設置の申請をするものとする。

(承認)

第 3 条 市長は、次の条件を満たす場合にのみ承認をすることができるものとする。

- 一 設置に係るケーブル配線等の際、外壁に穴をあけてはならない。
- 二 建物の改修等の際に必要な場合で、住宅課から要請があった場合は、事業者の負担で原状回復（撤去）、移転又は必要な養生をおこなうこと。
- 三 関連工事で住戸内を模様替、改造等をする場合は、入居者は、条例第 29 条及び規則第 26 条の規定に基づき、市営住宅等模様替承認申請をし、承認を受けるものとする。
- 四 前号の場合、退去時に必ず原状回復（撤去）をすること。

(承認通知)

第 4 条 市長は、前条の規定による承認をしたときは、別記様式 2 により当該申請をした者に通知するものとする。

(トラブルの処理)

第 5 条 当該個別設置に伴い発生するトラブル等については、入居者及び事業者において解決するものとし、大分市は関知しない。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 1 5 年 1 0 月 1 日から施行する。